

平成 29 年度第 1 回 逗子市市民協働等推進懇話会会議 議事概要

日 時：平成 29 年 7 月 14 日（金） 午後 6 時 30 分～8 時 30 分

場 所：逗子市役所 5 階 第 4 会議室

出席者：高橋アドバイザー、大津メンバー、深澤メンバー、手塚メンバー、
井上メンバー

欠席者：志村アドバイザー、室伏座長、飯山メンバー、吉原メンバー

傍聴者：福本企画部次長

事務局：若菜市民協働部部長、岩佐市民協働部次長、須田市民協働課長、
中川市民協働係長、東市民協働コーディネーター、荒木主事（記録）

会議の概要：

開会

開会あいさつ

部長あいさつ

自己紹介

資料説明（事務局）

議題

（仮称）市民協働推進条例の制定について

○懇話会のスケジュールについて

事務局（須田課長）：条例制定までにどのようなスケジュールでいつ頃までに完成する予定かを大まかに説明させていただく。

まずは市民協働等推進懇話会のご意見をいただきたい。もうひとつは自治基本条例がある。これは自治基本条例をつくるためのワークショップを毎月 1 回行っているが、その中で 2 回 8 月と 9 月に市民協働をテーマにワークショップを行う予定である。事務局の希望としてはワークショップの中で、有志の方によるワークショップを別に市民協働課が主導で続けていきたい。一番早い場合、平成 30 年度中にパブリックコメントを行う。最短で 30 年なので、パブリックコメントは 31 年になるかもしれない。パブリックコメントを経て最終的に議会に条例案を提案していきたい。今から約 2 年かけて形にしていきたい。今後、この懇話会や市民の方々による有志のワークショップ、パブリックコメントという 3 つの市民参加を行っていききたいと思う。懇話会やワークショップで意見をいただき、条文にするのは事務局で行う。

○懇話会メンバーと市民活動団体との意見交換について

事務局(須田課長)：懇話会では要綱の中で意見が必要と思われる色々な人を呼ぶことができるので、室伏座長との事前打ち合わせの中で話が出たが、懇話会の中で1回は色々な市民活動をしている団体を懇話会に呼んで意見交換をしたい。

○逗子市が市民協働条例の制定を目指す経緯について

高橋アドバイザー：今回チャレンジするのかなど、何か経緯があれば教えて欲しい。

事務局(須田課長)：逗子ではそれぞれ要綱を策定し、まずは実践的な取り組みを進めていった。条例を検討するにあたっての材料は沢山あるので、満を持して逗子らしい条例を考えたい。

○自治基本条例と市民協働条例の位置づけと進め方について

深澤メンバー：市民協働推進条例と自治基本条例との関わりはどういった位置付けか。

事務局(須田課長)：自治基本条例は憲法と言うように、インデックス条例と呼ばれる。この中では市民協働を深く掘り下げるとは難しい。既にある条例などは、新たにできる自治基本条例との整合性を取っていく作業になる。新たに制定される市民協働推進条例は地域自治対しても、条例を制定するのでこの2つについては足並みを揃えながら進めていく。

深澤メンバー：感覚としては基本条例が先に進み、骨格の方針が定まり、その後に市民協働推進条例は自治基本条例の方針に沿って位置づけが決められているのか。

事務局(須田課長)：毎月あるワークショップにもテーマを市民協働にしてもらっていて、自治基本条例にも市民協働推進条例にも反映させる予定である。また、志村メンバーは自治基本条例の検討委員会の委員も兼ねているので、それぞれ出た意見を反映してもらって役割も担っていただいている。どちらが早くまとまっていくかは分からないが基本的な方針が決まれば、ある程度自由に作っていきたいと考えている。

深澤メンバー：全体構想はどのようになっているか、いつかの時点で教授いただきたい。

○有志によるワークショップの進め方について

高橋アドバイザー：過去の他の市民協働推進条例ができた流れを考えると、やはり市民側からの盛り上がりがあるものすごくあった。市民、市民団体側の作らないといけないという強い思いがあった。今回はその機運を作って

いくのが一番のポイントであると思う。市民側の意見交換の場が有志によるワークショップだけになってしまうと、なんとなく盛り上がりを作る部分が少し弱いかなと思う。この懇話会やワークショップの中だけで作られてしまう気がする。自治基本条例のワークショップレポートの写真を見てこれはいいなと思った。このようなものがこちら側もあるべき姿として望まれる。

事務局(須田課長)：意見を聞く仕掛けの1つとして自治基本条例のワークショップの有志のメンバーを軸にして、市民協働のテーマをもう少しやりたいという人がいれば主にそこで公募等をして、市民活動団体に声かけも行っていきたい。座長からの提言で懇話会主催の意見交換会を広い会場で1回だけではなく、何回か実施したい。NPO 関係の団体や、自治会・町内会などの地域団体、市民団体など色々な分野で何回か開催し、意見交換を懇話会の中でやっていきたい。

深澤メンバー：ワークショップレポートは良い意見が出て書かれている。是非同じように進めていただきたい。

事務局(須田課長)：この懇話会ではまだそこまで考えていない。有志の会でのレポートについては、市民協働課でまとめて公表したいと思っている。

手塚メンバー：こちらのワークショップのメンバーは無作為抽出ではなく有志か。

事務局(須田課長)：自治基本条例のワークショップメンバーの有志に参加してもらう予定である。また、市民協働のテーマであるので市民活動団体に案内をして、ワークショップに入ってもらえるのが良いかなとも思う。

手塚メンバー：市民協働推進員の職員は市民協働のワークショップに加わってくれる予定か。

事務局(須田課長)：職員は入らない予定である。

手塚メンバー：市民協働推進員も呼んで、協働に関する理解を同時期に進めていかないと、せっかくこれまで出てきたものが後戻りする可能性がある。

○行政の協働に対する意識について

事務局(須田課長)：行政内部の意識改革は大事であると考えている。

高橋アドバイザー：志村先生が横須賀の職員向けの協働の講義を受け持っているが、なかなか難しい問題もあるのでそのあたりの実情はお詳しいと思う。

○協働の定義について

深澤メンバー：市民が行政の代わりに何ができると個々の内容として具体的に何ができるのかを突き詰めていくとイメージが湧かない。もう一つは各団体の何が不足して、何が一応上手く流れているのか、どこかで具体的に分か

ればいいと思う。

事務局(須田課長)：協働という抽象的で大きすぎるテーマであるので、課題の切り口を示せると良いかもしれない。

手塚メンバー：具体的なことをやっていかないとおそらく協働という言葉は浸透もしないし、市民側の受け止め方もかなり厳しいと思う。逗子の現在の経済状況を踏まえて考えたときに、権限を持ってやらなければいけない事業と権限はなくても皆で出来る事業とこの際頑張っ分けるような作業も含めて、私たちが議論をすると市民の方が「これは自分もできるよ」ということも持ち寄りができるような議論が進めば、かなり具体的に条例の中で言える。もっと言うと、「市民協働」となっているから、「市民とは」という定義もどこかに書いてあったが、私としては「協働」はチーム対チームが一緒にやるのが協働だと思っている。市民お1人が市役所の何かに参加するのは「参加」だと思っている。そのあたりも、少し整理をしないと誰彼が協力いただいているから、これは市民協働だと言っているのかと言うところもある。公募の委員さんに入ってもらい、皆さんで意見交換をしたい。「これは市民協働かどうなのか」、「市民参加なのか」というのをどこかできちんと逗子の色分けやルールでいいので作るというのも大切である。自分が見る中では、「協働」を結構チームごとの協働だと決めている市町村も結構ある。川崎市は「市民が1人でも入ってきたら協働だ」と言っている。座間市は参加条例と協働条例が両方あって、参加は、「市民の応募など」で、市民協働は「一緒に事業を進めること」を協働と言っている。皆それぞれのイメージで動いているので、そこはもっと具体化した方がいいと思う。

事務局(須田課長)：「市民とは」とあるが、皆それぞれ色々な考えがある。住民票がある人や、逗子で働いている人も含めようとか色々な意味がある。

手塚メンバー：自治基本条例の定義で「市民とは」という内容は出ている。第3回の自治基本条例のワークショップレポートにあった。

事務局(須田課長)：案件ごとに参加する市民の定義が変わるので、市民参加条例には市民の定義をしていないのが特徴でもある。

○新しい協働の定義と「参画のはしご」について

高橋アドバイザー：市民協働という昔の古い考えは、行政がやっていたことをどこかの団体に預けていくという意味だと思うが、結果的にはなんとなく「やらせてしまう」という部分を感じられるものであった。これから逗子で条例の検討をやっていくのであれば、新しいものを想起させるようなものになって欲しい。

手塚メンバー：文京区で「新たな公共」という言葉を今使っている。「新しい」と言う言葉は当時の民主党が使い始めた言葉なので今さら使えないが、「新たな公共」やそういった違う造語を作っても良いかなと思う。

事務局(須田課長)：横浜市の「協創」という言葉もある。

手塚メンバー：言葉は新たに作るものである。

事務局(須田課長)：座長としては、1回目の懇話会なので、メンバーの皆さまそれぞれが考える協働や市役所が取り組んできた協働はどうであって、今後の展望や、協働と聞いた時に、イメージするものが違うので、その辺りを議論していきたいという思いがあったと思う。

手塚メンバー：シェリー・アーンシュタイン(米の社会学者)が提唱した「参画のはしご」という考え方があるが、参画には8段階ある。どこの段が良いかと言う話ではない。そういった段階があることを意識した上で、逗子市での協働の物差しを少し皆で検討するのも良いかと思う。指標になるので、イメージとして皆さんの共通理解として市民の方にも見ていただくのが良い。

事務局(須田課長)：協働にどんなイメージを持つか。

大津メンバー：一緒にといいよりも、もっと自由にやらせて欲しいと思う。自分の中では協働は、コミュニティパークに市長に来てもらうだけが協働である。

手塚メンバー：神奈川県で定義ではもともと企業とNPOの協働もあるだろうという議論になった。企業と言うのは、市民として納税者。だから、市民協働の時に、そういった事業者との協働、別にボランティアな市民活動組織だけでなく、営利事業体との協力関係みたいなものも少し入れると良いのではないか。三つ巴でやらないと無理というのが、例えばあるので、ここは少し、もしかしたら商店などとの協力関係について言う物も良いかと思う。

高橋アドバイザー：平成13年にできた頃の条例には「事業者」という言葉で書かれていて「企業」とは書かれていない。当時はあまり盛り込まれていないがCSRなども盛り込んでいければと思う。

手塚メンバー：「SDGs(持続可能なまちづくり)」とかそういった新しい言葉もあるが、言葉を入れてしまうと固定してしまうので、例えば「持続可能な逗子を支えるための仕組みです」というような新しい観点もあった方が良い。

高橋アドバイザー：「マルチステークホルダープロセス」で色々なステークホルダーが課題解決のために1つの円卓を囲んでやりましょうよと言う考え方もある。これは考え方としては素晴らしいことだと思う。だから、言葉はあまり使わないかもしれないが、その理念みたいなものが盛り込めると良いのではないか。そういった課題解決型で、色々なス

テークホルダーが集まっていきましようという考え方は入ってきても良いかもしれない。その当時にはなかった考えである。

○企業の公益活動の位置づけ

手塚メンバー：今の時代はCSVと言って企業の価値を高めるために、非営利事業（社会貢献活動）も広報ツールにするという時代に入ってきていて、企業は名を売りたい、物を売りたいと言う目的でも市民活動団体や行政とも一部組むこともできる時代になってきていると思う。

高橋アドバイザー：まだかなり心情的な反発はあると思う。特に長く福祉系のボランティアをされている方は、有償無償ボランティアでさえ、やはり色々な意見が出ている。あるいはソーシャルビジネスという言葉に対する反発もあるので、非常にその部分は慎重に扱った方がいいと思う。

手塚メンバー：ネーミングライセンスについてもひとつの協働と捉えることもできる。慎重に考えるべきであるが、事例として企業名のついたスタジアムや球場は多くあるので、あまりそれは意識しなくてもよいかとも思う。

高橋アドバイザー：市民協働条例ができた当時の流れがある。阪神淡路大震災が発生し、国も行政も市民の1つの柱が立たないと駄目だという認識があった。そこで1998年にNPO法ができた。それらが、すべての市民条例あるいはNPO法、まちづくり条例に全て流れいっているので、全部にその1つの理念のもとにできているのだが、そこから時代が変わってきている。市民公益活動団体だけが新しい柱ではないソーシャルビジネスも、昔はコミュニティビジネスと言っていたが1つの柱である。

なので、今の形に合った、企業のCSRやCSVも含めて作っていくのがふさわしいのではないかと思う。ただ同時に、やはり昔からの考え方もあるので、決して考え方も1つでない部分もあるので、そういった部分もきちんと配慮しながら条例を作る必要はあるだろうと思う。

毎年9月に横須賀で「パートナーシップミーティング」という大学、NPO、企業とのマッチングのイベントを開催している。そこには企業の方と、NPOの方と、大学あるいは行政も入ってワークショップを行う。その中から企業とNPOのマッチング企画が生まれてくる。そういったものをどんどん推進していきたいし、その時にはWin-Winの関係が大切である。なので、NPO側にとっても、企業の側にとっても、両者がより嬉しいという状態が最低限必要である。決してお金だけくださいとは決して言うてはいけない。これは最低限のルー

ルである。かつ、「フォーオール」という考え方で、地域にとって、みんなにとって良いことを考えていきたいと思いますというルールで行う。そういった中企業も当然参加するのは十分出来る存在なわけである。そういった位置付けで条例を作っていく必要があるのかなと思う。

手塚メンバー：近江商人の三方よしに絶対しないと駄目である。

○協働の範囲と協働の相手について

深澤メンバー：市の業務の一部を市民が肩代わりできるような橋渡しをするのが市民協働で、それを定義づけるのが市民協働推進条例であるというようにみると、市民活動が市の業務を肩代わりするのは少し違うのではないかと思います。条例を作る際には定義が必要になるが、議論を何回もしながら定義を作っていくのだと思う。

事務局(須田課長)：「市民協働とは」と定義するのは難しい。

深澤メンバー：おそらく市が考えたい、いわゆる市側が求める「市民協働」とは市民側がやってもいいよと考える「市民協働」とどこかでくっついたり離れたりするのだと思う。自分自身あまりイメージが湧かなくなってしまった。

高橋アドバイザー：「市民協働」は市がやったものを民間が肩代わりするというような考え方には絶対ならないように、それを払しょくするようなかたちに作らないといけないと思う。そのようには読めない、あるいは市の職員も研修等をして絶対にそのように思わないようにすることが大切な部分なのかなと思う。

深澤メンバー：CSV や CSR といったものは市の業務の肩代わりという概念ではない。市民も参加し易くて、市も潤うが、市民生活も豊かになる。

事務局(須田課長)：民間企業にお願いするよりも安くできるという考えも一部であるが。

手塚メンバー：より安くできるという考えで協働をするのは良くない。結果的に実はそうなるということは沢山あるが。

事務局(須田課長)：でもそれは期待する効果ではない。そういったことを条例で表現しなければならない。

手塚メンバー：配布された事例集は、神奈川県的事例が載っているが、全国に市民協働条例は沢山ある。実は関東よりも関西の方が市民活動は進んでいると言われている。少し関西の事例も大阪、京都あたりの考え方が進んでいるので自分の方でも調べてみるが、補足してもらえると良い。

高橋アドバイザー：株式でNPOをやろうというケースもある。

手塚メンバー：今は規制緩和なので、色々なプランがあちこちできているが、先ほど少し話に出た、市民参加と市民協働のどちらかかという議論で、市民活動団体が協働の相手だとすると、相手はしっかりと2本の足で立ってい

る団体でないとなかなか対話することが難しい。そこまで求めるのか、またはそこを育むのかという部分も条例の中に書かないといけないと思う。

事務局(須田課長):協働の場合はそうである。参加の場合は、責任は市にあると思うが、役所が上にあってどうですかというようなイメージである。

手塚メンバー:協働の場合は意識的には平等ということで、お互いの補完も含めたタスク整理をしながらやるわけなので、上手くいかない両方とも厳しい。

事務局(須田課長):市民協働とは何なのか。手法なのか。状態なのか。

手塚メンバー:1つの手法であると思う。

事務局(須田課長):協働のかたちは、委託や、共催などそういったものなのか。

手塚メンバー:単純に名義貸し後援等も協働と言っている市町もある。

事務局(須田課長):逗子もそのようなイメージで協働の1つとしている。

高橋アドバイザー:条例の名前までは変えられないと思うが、中身は新しくなると良い。

事務局(須田課長):条例も市の仕事を分かりやすい表現で表せるのであれば、市民協働推進条例でなく別の名前を変更するという選択肢もあるとは思う。

手塚メンバー:条例の名前の頭に「市民」をつけないと駄目か。

事務局(須田課長):仮称で市民協働条例としているが、ワークショップの中で意見を聞いて決まってくるのかなと思う。

手塚メンバー:もしかしたら協働関係を育む仕組みがこの条例に入れば、例えば東市民協働コーディネーターの協力を得たりできるかもしれない。

事務局(須田課長):ちょっとした事前の調整をするかしないかで、できるかどうかが決まる場合もある。

○市民活動団体と行政の協働の課題

事務局(東コーディネーター):「市民参加と市民協働の違い」という部分は、自分自身が市民協働コーディネーターの仕事をしている中で、本当に感じる部分が多い協働となった時に、行政対市民となってしまうと、行政がやっていたものを市民に落としてくるというかたちになってしまっていて下請けや委託のようになってしまいが、もともと、チーム対チームが協働だと、市民団体同士との取り組みも協働にくるめいくと、すごく逗子らしい条例ができるのかなと思った。

手塚メンバー:行政が入るかどうかは、あまり市民協働のエッセンスではないかもしれない。

事務局(東コーディネーター):行政が入ってくると責任やコンプライアンス、情報公開が色々関わってくると、どうしても制約が強くなっ

て、やはり何回かやっていくと市民団体の方も行政とからまなければ突破できないものについては関わっていくけれど、そうでないものは自分たちでやっていこうというのはむしろ健全なのかもしれない。

手塚メンバー：企業の PR をする代わりなどお金が無くてもやってくれる人は世の中に出てくる。それが協働の柱にあるかなと思う。なんでもかんでも行政がやるではない。

高橋アドバイザー：力をつけてきた団体は、もう行政とやるのは報告書出せとか面倒臭いから嫌だというのは確かにあると思う。それはそれで1つのかたちで、もう立派な NPO やボランティア団体に育ったということである。協働の中に求められていくものというのは、もっと課題解決型であって、行政も入らないと、やはり一緒にやってもどうにもならない問題、NPO も企業も入ってこないとどうにもならないものは沢山あると思う。そういった課題をどのように解決していくのだという視点で、これから先の市民協働というはあるべきなのではないかと思う。これが一番求められるのではないか。

事務局(須田課長)：協働事業提案制度では、提案件数は先細りになったのも課題である。この条例をきっかけとして、行政も協働し易い相手にならないと、団体が力をつければつけるほど市と組むのを避け、お金だけ出してくれば良いとなってしまう。

○課題解決型の協働

手塚メンバー：行政と組む必然性のある事業はあるか。

事務局(須田課長)：必然性はある。

手塚メンバー：例えば現在貧困とか色々問題があるが、そういった方々のリストは NPO では持っていない。行政が持っていれば、NPO が行政と組むことによって、その事業に関しての参加者をお願いすることができる。それはお互いの持ち場の問題なので、行政と組む必然性があることに関して NPO 側は提案をする。行政側も市民活動団体や企業などと組む必然性があるものを一緒に行う。行政は情報を持っているが、手が回らない状況にある。だから、協働というかたちで、市民活動団体と組んで仮設住宅の問題や、被災状況を調査したという事例もあるので、やはり必然性があるかないかはすごく重要だと思う。

深澤メンバー：マッチングなら市民側でやれば、フットワークは軽いので。

手塚メンバー：0円食堂の場合は、誰が来るか分からない状況で開けているが、本来行政が情報を把握している。その子が来ることができるような仕組みを作

るためには、行政と組まざるを得ないというのはある。

大津メンバー：課題目的が行政や市民にあって、市民と企業だけで解決する場合も協働と考えるとよいのか。行政がいない場合でも協働と考えると良いのか。

深澤メンバー：公共性があれば市民団体同士でも良いと思う。

○市民活動を継続的に行うための取り組みについて

深澤メンバー：市民が活動を続けていこうとしたとき、最初は盛り上がって活動をしていても5年経つとメンバーが少なくなるということは往々にしてある。モチベーションが維持しきれないので、活動時、多少なりとも弁当代や飲み物代が出れば良いと思う。

手塚メンバー：報償制度もあるところにはある。

深澤メンバー：今までの肩代わりでなくても、今まで有償でやっていた作業が今度は無償で、好意でやれということになると多少は抵抗とは言わないが、持続性に色々無理が出てくる。でもそれではいけないということで、その解決策はあるか。

高橋アドバイザー：事例だが、継続的な団体の支援というかたちで横須賀の場合は「横須賀元気ファンド」という市民からお金を集めたものを団体に広く浅く交付するという制度がある。もう一つは、いわゆる有償ボランティアとしての考え方で、益を受けた人からお金をいただいて、それを会の運営のために使えるのが何パーセントで、実際に参加したボランティアに何パーセントという取り決めをしている。横須賀に多い事例は支え合い組織や助け合い組織と言うが、地域のシニアがより年上の高齢者を支えることをワンコインでやるというのは13団体ほどある。

手塚メンバー：庭の草むしりや買い物や散歩等の生活支援といったものを有償のチケット制で清算をするという制度もある。藤沢市でこういった取り組みが増えていかない理由は社会福祉協議会が無償のボランティアセンターをどんどん作って、そちらに利用者が流れてしまっている。無償がどこまでいいのかというと無料でやってもらうのは気が引けるが、ワンコインやチケット1枚で支払ってれば、言葉だけで済む。もし逗子でそういった仕組みを作られるのであれば、無償で生活支援をするところを作らないようにした方が良いような気がする。

高橋アドバイザー：介護保険の日常生活支援総合事業とのからみで出てきている話であるし、福祉財団が全国展開しようとしている。いずれ逗子でも話が出てくると思う。

手塚メンバー：海山だったら、ファンドレイズを行ったりして頑張るしかないのかなと

いうのは少しある。

深澤メンバー：市民活動の活動で会員制というのは難しいか。例えば、入会金は500円で、退会すると500円返金するというようなものである。

手塚メンバー：ものによる。生協やNPOが行っている事例も沢山あるが、上手く仕組みを作れば、ボランティア団体として、会費を集めたり、受益者の負担を少し増やすのはありだと思う。そういったことをやらないとモチベーションは上がらないと思う。

○市民の定義

大津メンバー：対象者に幅があることは理解した。場所というのは対象になるか。

事務局(須田課長)：市民の人が外に出て活動する場合もあり、外の人が市内で公益的な活動をする場合も、どちらもあるのか。活動のフィールドが逗子であれば市外の団体が、例えば、市と協働で何か活動したいと言う時は当然この条例の範疇だと思う。

大津メンバー：条例でこのことに触れているものはあるのか。

手塚メンバー：市民と書いてある。在学、在住、在勤とか納税者と言う表現もある。自治基本条例と合わせたら良い。

事務局(須田課長)：市民協働推進条例にするならば自治基本条例と整合性を取っていく。

手塚メンバー：ほとんど市内在住、在学、在勤、と他の市町村の条例には書いてある。

高橋アドバイザー：市民活動サポートセンターにもよく、逗子の者だと相談に来る方がいるが、全然構わない、市民活動に境目はないとお話している。それがもともとの設立の精神である。

以上